

# BTMU CHINA WEEKLY

## トピックス：頻出する中国の規制見直しと動きを早める税制改革 ～「BTMU中国経営支援セミナー」6月より～

6月21日に弊行主催の「BTMU中国経営支援セミナー6月」を東京で開催致しました(名古屋会場は6月27日、大阪会場6月28日に開催)。中国経営支援セミナーは中国に進出しているお客様をはじめ中国関連のビジネスに携わっている方々に、関連する実務上のノウハウや最近の課題についての情報をご提供させて頂くために、法務、会計、人事など各分野での専門家を講師に招き、月次で実施しているものです。新銀行として第3回目となる6月セミナーは東京会場で200名を超えるご参加を頂くとともに(名古屋会場は100名、大阪会場は130名のご参加)、セミナー後の質疑も活発で、極めて盛況なものとなりました。

今回のセミナーは「最近の中国の法令・政策、税務通達の改正点と留意点」をテーマするもので、第一部では、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの池上顧問が「最近の主な法令・政策の変更点」につき講演を行いました。本週報にも隔週で中国の制度・法令の動向について寄稿している同氏から、「公司法」の改正への対応方法、サービス分野の規制緩和の状況、設備輸入免税確認手続きを巡る混乱、保税物流園区の外貨管理など最近の動きについて、多様な解釈を含めた解説を行いました。ここでは、関係当局の立場の違いなどから混乱が見られることも示唆されました。

第二部では、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースから、「最近の中国税務通達の改正点と留意点について」をテーマに、個人所得税に関する新规定、企業所得税統一、消費税改正、移転価格の最近の状況、恒久的施設認定(中国国内でサービスを提供する外国企業)の問題、上海浦東新区における財政補助、新しい中国の関税評価規定などについて解説されました。

質疑では個人所得税に関しての質問が集中し、特に「5年ルール(5年以上中国に滞在された者については全世界所得が中国で課税対象となる)」を巡っては、中国源泉とみなされる中国勤務者の給与所得だけでなく、他の国で得た配当所得、退職金など全ての所得が課税対象となることから、雇用者側は5年超の勤務にならない方法(1ヶ月間の帰国、休暇など)の配慮も必要ではないかなど、様々な事例に関して解説がおこなわれました。

今回のセミナーがかかる盛況となった背景には、池上氏もセミナー中に指摘した、「最近の中国における専門家も戸惑うほどの激しい法令・政策の変更」があると思われます。こうした最近の動きを指して、中国は好調な景気を背景に構造改革を進めているのだと指摘する慧眼のエコノミストもいます。確かに昨年までの動き、即ち、海外投機資金の流入に対する狼狽を感じさせる強硬な為替資金規制等とは色合いが異なり、前向きに市場環境を整備しようとする姿勢が伺われます。この点は、「改革なくして成長なし」として不況期に改革を進めデフレを長期化させたといわれる隣国と比べても、極めてプラグマティックな対応を選択しているとはいえないでしょうか。いずれにしても、今後の中国を巡る規制環境は大きな変化を続けることが予想されます。こうした状況への対応の一助としても、引き続き、当行の「経営支援セミナー」をご活用頂ければ幸いです。

経営支援セミナーに関する情報・資料等は中国業務支援室より情報を提供させていただきます。お取引先支社の担当者または支社 CHINA デスクまでご遠慮なくお申し出下さい。

# CHINA WEEKLY DIGEST

## 1. 経済

### 人民銀行貨幣政策委員会 引締政策を強調

人民銀行貨幣政策委員会は2006年第2四半期の定例会議で、投資過熱を更に鎮静化させていくことを強調し、特に金融機関に対して貸出急増の抑制、中長期の貸出規模の是正等を促した。会議では他に、内需の積極的拡大、投資構造の改善、産業構造と貿易構造の調整、国際収支均衡の維持等の方針も明らかにした。また、為替制度について、「主導性」「管理可能性」「漸進性」の改革3原則を継続し、為替相場形成に市場の需給を一層反映させ、人民元為替相場を合理的且つ均衡のとれた水準に安定させる考えを示した。

### 工業企業 1 - 5 月の利益 26%増

国家統計局が22日に発表した月次報告によると、本年1 - 5月の全国一定規模以上工業企業の利益総額が前年同期比25.5%増の6,294億元となった。企業形態別では国有企業が15.3%増の2,849億元、集団所有制企業が32.2%増の193億元、株式企業が28.1%増の3,418億元、私営企業が50.5%増の885億元、外資系企業は25.8%増の1,769億元となった。

## 2. 産業

### 1-5月の乗用車販売 好調

中国自動車工業協会の最新統計によると、本年1-5月の自動車生産台数は前年同期比31.77%増の305.3万台、販売台数は同30.84%増の297.43万台となった。中でも乗用車の売れ行きが好調で、商用車の増加率を大きく上回った。内訳は、一般乗用車が生産155.24万台、販売150.33万台、MPVが生産7.69万台、販売7.7万台、SUVが生産9.64万台、販売9.75万台。但し5月単月で見ると、生産は前月比15.31%、販売は同15.67%と減少した。

### 中国初の石油戦略備蓄基地、寧波に8月完成予定

国家發展改革委員会エネルギー局の徐局長は先般、「2006年中国国際エネルギー戦略發展 投資サミット」の席上、中国初の国家石油戦略備蓄基地となる寧波鎮海基地が8月に完成予定であることを明らかにした。これは2004年に石油供給停止事態への非常対策として立てられた国家石油戦略備蓄基地建設計画の一環で、同計画は第11次五カ年規画にも盛り込まれている。プロジェクトは三期に分かれ、第1期は寧波のほかに舟山市岱山、青島市黄島、大連市の合計4カ所に建設され、貯蔵能力は約1,400万トンを見込む。

## 3. 貿易・投資

### 加工貿易企業 8月より税関の新手続実施

税関総局は6月14日付で「中華人民共和国税関加工貿易企業ネットワーク管理弁法」(海関総署第150号令)を公布、8月1日より実施される。加工貿易型企業の税関管理の整備と同企業の利便性を高める目的で、税関が一定条件を満たす加工貿易型の生産企業に対しコンピュータネットワークにより通関業務の管理を行うもの。(詳細は今週号の「EXPERT VIEW」をご参照ください。)

### 外資旅行業の進出 累計で21社

国家旅行局が22日に発表した「2005年度全国旅行社業務年度検査情況報告」に拠ると、外資の旅行会社数は現在21社で、この数字は国際旅行社(注 海外旅行及び外国旅行者の国内旅行のアレンジを行う免許を有する会社)全体の1.32%に当たる。21社のうち、独資は7社、合弁で外資マジョリティが5社、中資マジョリティが9社。設立地域別では、北京13社、広東省3社、上海3社、雲南、天津各1社となっている。旅行業は2001年12月のWTO加盟時の公約に基づき外資に開放された分野で、独資設立が可能となったのは2003年7月。現在も最低資本金250万元、親会社の年間売上総額が独資5億米ドル、合弁4千万米ドルと資格要件は厳しい。因みに、昨年は新たに4社の外資会社が設立された。

## 4. 金融・為替

### 人民元先物取引 CME に上場

先物取引所であるCME(米シカゴ・マーカンタイル取引所)は、人民元と対米ドル、ユーロ、日本円の先物とオプション取引を本年8月27日に上場すると発表した。現状取引参加資格を有する金融機関は、外資系銀行と大型国有商業銀行に限られるが、将来CMEの電子取引システム(GLOBEX)を通じることで、中国外貨取引センターの会員であれば取引参加が可能になるという。これに伴い、人民元先物取引が活発化し、人民元為替相場の市場化、国際化の更なる発展が期待される。

### 中国企業 347社が香港上場実現

香港の投資推進署の署長は、先般「インベスト香港サービスセンター北京事務所」の設立式典の場で、香港における中資系企業の競争力や影響力が増大を続けているとの認識を示した。中国企業は1993年に初めて香港上場を果たしたが、以来本年5月までの上場企業数は347社に上り、香港上場企業数全体の3割を占めるに至っている。また、上場で調達した資金は1兆1,230億香港ドルと、香港株式市場の時価総額の51%を占めている。

# EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社  
 国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
 池上 隆介

## 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2006 年 6 月中旬以降に公布または施行された主な法令を取りあげました。一部、以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

法令・政策措置	概要
<p>[ 部門規則 ]</p> <p>「 国务院弁公庁の発展改革委等部門の固定資産投資調整強化と新規着工プロジェクト厳格抑制に関する意見の転送発布の通知」（国弁発 [ 2006 ] 44 号、2006 年 6 月 13 日発布）</p> <p>「 税関加工貿易企業ネットワーク監督管理弁法」（税関総署第 150 号令、2006 年 6 月 14 日発布、2006 年 8 月 1 日施行）</p>	<p>固定資産投資、特に新規着工プロジェクトの抑制に関する国家発展改革委員会などの提案を国务院が同意し、地方政府と国务院各部門に発布したものの</p> <p>税関がネットワーク管理を行う加工貿易企業の範囲を拡大。2003 年の現行弁法を廃止し、新たに制定したもの。</p>
<p>[ 地方規則 ]</p> <p>「 国家四部委の『外商投資の会社の審査認可・登記管理の法律適用若干問題に関する執行意見』の貫徹に関する通知」（江蘇省工商行政管理局、江蘇省対外貿易経済合作庁、南京税関、国家外貨管理局江蘇省分局、蘇工商外 [ 2006 ] 188 号、2006 年 6 月 5 日発布）</p>	<p>江蘇省関係機関による「執行意見」を受けての通知。外商投資企業に対する「公司法」適用についてより具体的に規定。</p>

### 外商投資企業への「公司法」適用問題で江蘇省が具体規定を発布

今年から「公司法」の改正施行に伴い、外商投資企業も「外商投資の法律に別段の定めがある場合」を除いて「公司法」の規定が適用されることになったが、その具体的な適用な内容について、これまでに発布された関係機関の「執行意見」やその「実施に関する通知」では、必ずしも明確に示されていなかった。（「執行意見」については本誌 5 月 17 日号、「実施に関する通知」は本誌 6 月 14 日号をご参照ください。）

こうした中、江蘇省工商行政管理局など関係 4 機関が出した上記表中の通知は、「執行意見」を受けてさらに踏み込んだ解釈を示している。特に、組織機構のあり方について、次のように明確に述べている。

中外合弁、中外合作有限公司は、監事会または 1、2 名の監事を置かなければならず、その設置の方法は会社が「公司法」にもとづいて定款に定めなければならない。

外商独資のうち外商合弁有限公司は、株主会を設けなければならない。外商合弁、外商独資は董事会または執行董事を置き、かつ監事会または 1、2 名の監事を置かなければならず、その内容は「公司法」にもとづいて会社の定款に定めなければならない。

2006 年 1 月 1 日以降に登記した会社の組織機構が以上の規定に合致しない場合、2006 年 12 月 31 日以前に以上の規定に従って規範化を完了しなければならない。2006 年 12 月 31 日以前に登記した会社の組織機構が以上の規定に合致しない場合は、指導はすべきだが、会社に規範化を強制すべきではない。

2005 年 12 月 31 日以前に登記した外商投資の会社が、2006 年 1 月 1 日以降に定款を改訂する場合は、新定款は現行法律、行政法規の規定に合致しなければならない。ただし、もし会社が一部の条項だけを改訂し、定款の改定案だけを提出する場合には、会社の全ての条項を規範化することを要求しない。

合併、合作の有限責任会社は、先の「執行意見」で権力機関は董事会とされていたが、監事会ないし監事については明確な規定がなかった。また、独資の有限責任会社については、「執行意見」でも「実施に関する通知」でも、「公司法」に合致しなければならないとされるだけで、具体的な規定はなかった。合併と合作は董事会のほかに監事会か監事を置くこと、独資で出資者が2者以上の場合は株主会、董事会か執行董事、それに監事会か監事を置くこと、とされている。

また、「実施に関する通知」では、2006年1月1日より前に設立した企業は定款の改訂は不要とされているが、この通知では、1月1日以降に設立した企業は12月31日までに定款を改訂すること、2005年12月31日までに設立した企業については部分的に定款を改訂する場合、他の部分も改訂するよう強制しないこと、とされている。

今のところ地方行政機関のこの種の通知はほかに見当たらないが、今後、他の地方の行政機関が同様の対応を取る可能性は高いと思われるので、ご留意いただきたい。なお、本通知の前文は、江蘇省対外貿易経済合作庁外国投資管理処のHP <http://www.jsinvest.gov.cn/index.jsp> に掲載されている。

### **新規固定資産プロジェクトの整理強化へ**

国務院からまた固定資産投資の抑制に関する上記表中の通知が出た。今回の通知は、特に新規の着工プロジェクトの抑制を主眼とするものだ。通知によれば、今年1月から5月の新規着工プロジェクトは6万7千件で前年同期から1万1千件増え、その総投資総額は2兆6千億元で、同じく23.6%増えており、「このままでは関連産業の生産能力過剰が深刻化し、金融リスクが高まり、資源と環境の負担が増加し、経済構造の調整と成長方式の転換に影響しかねない」としている。

そのため、新規着工プロジェクトの全面的整理、建設予定プロジェクトの厳格審査、土地管理の強化、銀行貸出の抑制、生産能力過剰産業の新規プロジェクトの制限、投資誘致活動の規範化、の6つの措置をとるとしている。

これらの措置は、どれも数年前から採られてきたものだが、今回は特に新規着工プロジェクトを対象としている。それには当然、外資プロジェクトも含まれると見られるため、今後の動向に注意しておきたい。

### **加工貿易企業に対する税関のネットワーク管理の新規則が公布**

6月14日付で上記表中の税関の弁法が発布され、8月1日から施行される。現行の弁法から変わる点は、次のとおり。

- (1) 対象企業は、税関に登録済みの加工貿易経営資格のある生産型企業で、これに該当する企業は税関に申請すれば自動的にネットワーク管理が受けられる。(現行弁法では、上記のほかに税関の信用等级付がA類であることや十分な資産・資金があることなどを条件とし、対象企業を制限している。)
- (2) ネットワーク企業は、税関のデータ交換プラットフォームかコンピュータ・ネットワーク方式を通じて管理を受ける。(現行弁法ではコンピュータ・ネットワーク方式のみ。)これらを通じて税関に輸入原材料や輸出製品などのデータを提出し、税関はこれにもとづいて企業の電子台帳(原文は「電子底帳」)を作成する。これには、企業を単位とする電子帳簿(「電子帳冊」)と加工貿易契約を単位とする電子手帳(「電子手冊」)の2種類あり、企業はどちらかで管理を受ける。(現行弁法では電子帳簿のみ。)
- (3) ネットワーク企業は、税関への届出により外注加工ができる。(一般の加工貿易企業は認可が必要。)  
また、保税原材料・製品を内販した場合に、税関で月毎にまとめて輸入税の追加納付手続きができる。  
(一般の加工貿易企業は1回毎に手続き。)

新弁法は、多くの企業をネットワーク管理に組み入れ、それら企業に便宜を図ることが意図しているが、これも税関のネットワーク・システムの整備が進んだことや、管理に習熟してきたことによるものだろう。

以上

# CHINA WEEKLY FOREX

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
				Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	前日比	
2006.06.19	8.0010	8.0005~8.0090	8.0060	0.0040	6.9266	-0.0546	1.0309	0.0005	-	-	2.2660	1667.39	12.63
2006.06.20	8.0035	8.0020~8.0065	8.0029	-0.0031	-	-	1.0305	-0.0004	-	-	2.1621	1674.11	6.71
2006.06.21	7.9980	7.9968~8.0003	7.9970	-0.0059	6.9708	0.0442	1.0298	-0.0007	-	-	2.1273	1680.31	6.21
2006.06.22	7.9970	7.9956~7.9974	7.9964	-0.0006	6.9580	-0.0128	1.0295	-0.0003	-	-	2.0933	1678.04	-2.27
2006.06.23	8.0010	7.9994~8.0027	8.0002	0.0038	6.8864	-0.0716	1.0293	-0.0002	-	-	2.0911	1688.01	9.97

## トピックス

### 【9日】

中銀は16日、預金準備基準を7月5日から50bp引き上げ、8.0%とする方針を明らかにした。声明で「中国経済は比較的安定し、速いペースでの成長を維持しており、勢いもある。しかし、現時点で、固定資産投資の過剰な伸びといった顕著な問題も一部存在する」「マネーサプライと信用が過剰な伸びとなり、貿易黒字も拡大している。預金準備率の0.5%ポイントの引き上げは、過剰な伸びを抑制することが目的である」とした。また、今後も適切に公開市場操作を実施していくとした。

中銀は、銀行システムの流動性管理を強化し、過剰なマネーサプライや信用の伸びをさらに抑制するとした上で、国内の商業銀行に対して、中・長期ローンの妥当な伸びを維持するための指針を引き続き提供していく方針を示した。また、金融政策や人民元相場の基本的な安定を維持する方針を繰り返すとともに、人民元相場については市場の需給関係に基本的な役割を委ねる考えを示した。

### 【21日】

シカゴ・マーカントイル先物取引所は、人民元の米ドル、ユーロ、円の3通貨に対する先物およびオプションを上場する計画を発表した。

### 【22日】

銀行業監督管理委員会 (CBRC) は、銀行が顧客の資産を海外で運用する際に、投資計画に関する詳細な報告書の提出などを義務付けるという内容の具体的なガイドラインを発表した。

劉明康 銀行業監督管理委員会 (CBRC) 委員長は、同委員会のウェブサイト上に掲載された経済誌向け記事の中で、同国の銀行は人民元為替レートの改革や資本規制によって一段と大きなリスクに直面しているとの認識を示した。また、金利自由化の動きについても、同国の金融セクターにとって非常に深刻なリスクを意味しているとした。

### 【23日】

余永定 中銀金融政策委員は、人民元の上昇ペースが加速するとの見通しを示した。また、金融システムに過剰流動性がみられることから金融政策を引き締める必要があるとの認識も示した。

国家統計局当局者は、人民元相場の段階的な上昇にもかかわらず、2006年の同国貿易黒字は再び1000億米ドルを突破するとの見通しを示した。

中銀は、2006年の世界の金融情勢に関する長文の報告書の中で、「国境を越えた資金フローの監視を強化する」「外国企業によるA株上場と元建て債の発行を奨励する」「資本勘定での人民元の交換性を着実に高めていく」とした。

中国証券報は業界筋の話とした上で、同国は保険会社による投資の選択肢を大幅に拡大する新たな規則を発表する見通しであると報じた。新規則は、株式や資産担保証券、不動産に対する保険会社の投資を促すほか、保険会社の投機的事業参加を認めるとしている。

## RMB レビュー&アウトLOOK

19日、1米ドル8.0010円で寄り付いた人民元は、その後再び7元台に上昇。21日には昨年の制度変更後最高値となる7.9968元を示現した。然し週末になるとやや弱含み、結局8.0002円で越週している。本年8月27日より、米シカゴ・マーカントイル先物取引所に人民元先物及び先物オプションが上場されることが発表された。中国国内の金融機関や投資家も取引を行う事が検討されており、中国国内の人民元先物取引や国外で取引が行われているNDF取引価格形成へも影響を及ぼすものとみられる。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいませ。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。